



庁舎用自動体外式除細動器（AED）貸借

実施設計書

物 品 番 号 救急使第2号

納 入 場 所 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）ほか

納 入 物 品 自動体外式除細動器（AED）

北はりま消防組合

内 訳				概 要
	実施	今回変更	増減額	自動体外式除細動器（AED）11式賃貸借
設計額 （内消費税）	円 （ ）	円 （ ）	円 （ ）	履行期間：60か月／5年
請負額 （内消費税）	円 （ ）	円 （ ）	円 （ ）	
執行方法		履行期間	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	
(起工理由)				
来庁者への危機管理体制強化のため、各署所及び指令センターに自動体外式除細動器（AED）を配備する。				

庁舎用自動体外式除細動器（A E D）賃貸借仕様書

1 業務名

庁舎用自動体外式除細動器（A E D）賃貸借

2 納入場所

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 兵庫県加東市下滝野 1 2 6 9 番地 2 | 北はりま消防本部指令センター |
| (2) 兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2 | 西脇消防署 |
| (3) 兵庫県西脇市寺内 5 1 5 番地の 1 | 西脇消防署西脇北出張所 |
| (4) 兵庫県多可郡多可町中区茂利 2 4 3 番 1 | 西脇消防署多可出張所 |
| (5) 兵庫県多可郡多可町加美区豊部 2 4 0 番地 | 西脇消防署多可北出張所 |
| (6) 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間 6 5 0 番地 | 西脇消防署多可南出張所 |
| (7) 兵庫県加西市北条町東高室 9 9 3 番地の 1 | 加西消防署 |
| (8) 兵庫県加西市上宮木町 3 8 7 番地の 1 3 | 加西消防署加西南出張所 |
| (9) 兵庫県加西市満久町 2 2 0 番地 | 加西消防署加西北出張所 |
| (10) 兵庫県加東市上中 7 7 8 番地 5 2 | 加東消防署 |
| (11) 兵庫県加東市天神 1 2 3 番地 | 加東消防署東条出張所 |

3 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日までとする（北はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約に定める条例に基づく長期継続契約）。

なお、予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。ただし、上記による解約に伴い、賃貸人に損害が生じたときは、賃貸人は賃借人に対してその損害の賠償を請求することができる。

4 引渡し

納入場所において検査を行い、検査に合格した後に引渡しを受ける。

5 支払

- (1) 契約期間中に発生する月々の請求金額は、一定額とし、本契約中に発生する支払金額は、契約金額を超えてはならない。
- (2) 支払金額は、毎月末日をもって精算する。

6 機器名称、付属品等及び数量

機器名称及び付属品等については、以下の製品の同等品以上とする。

(1) 機器名称

A E D ベネハート C 2 (フクダ電子株式会社製) 1 1 式

(2) 付属品等

ア 電極パッド (小学生～大人用・未就学児用共用 2 組 1 セット) 2 2 セット

イ バッテリー 1 1 個

ウ キャリングバック 1 1 個

エ A E D 救急セット (はさみ付き) 1 1 セット

オ 取扱説明書 1 1 冊

7 機器の仕様

- (1) 機器本体及び使用するパッドは医療用具 (除細動器) として薬事法上の承認を得ていること。
- (2) 上記製品及び付属品は、新品であること。
- (3) 耐用年数が 8 年以上であること。
- (4) バッテリーを含めて 2. 5 k g 未満であること。
- (5) バッテリー方式で作動し、バッテリーの寿命はスタンバイ状態で 4 年、ショック回数で 1 4 0 回以上に相当する容量を持つものであること。
- (6) 通電波形は、二相波形式で出力エネルギーは斬増式であること。
- (7) J R C (日本版) ガイドライン 2 0 2 0 に準拠していること。
- (8) 日本語音声によるガイダンスを行うこと。
- (9) 電気ショックが必要と判断した後であっても、患者の心電図波形が適応外となった場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し (キャンセル) する機能があること。
- (10) セルフテストは毎日実施し、万一異常がある場合は、音又は表示によって知らせること。
- (11) 機器操作中、胸骨圧迫のリズムが指示出来るものであること。
- (12) A E D 本体の防塵性・耐水性を示す I P 規格が 5 5 以上であること。
- (13) 未就学児用モード切替キー又はスイッチにより未就学児用モードに切替えができること。
- (14) A E D 使用時に周囲音の録音ができること。
- (15) 1. 2 m 耐落下性能を有すること。
- (16) A E D 本体にカラー液晶ディスプレイを搭載し、イラストで操作者へ視覚的に案内できること。
- (17) 収納ボックスは、既存の物を使用すること。

8 その他

- (1) 本体は納入後5年間、付属品等1年間の保証期間を有することとし、契約期間中に交換が必要となったバッテリー・電極パッド等の定期交換用消耗品の交換は受注者負担とする。
- (2) バッテリー・電極パッド等の定期交換用消耗品の交換について遅滞なく行う等、常に設置場所で機器が使用できるように保守体制を整えること。
なお、定期交換用消耗品については、受注者が交換商品を現地に持参し、確実に交換することとし、回収した消耗品は受注者が引取り処分すること。
- (3) 納入時において、本体及び付属品等の取扱い及び使用方法の説明を行うこと。
- (4) 搬入及び調整に関する一切の経費等については受注者負担とする。
- (5) 契約期間満了後は、物品等の返却を行うものとする。
なお、搬出や廃棄に係る全ての経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (6) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会認定マーク取得のこと。
- (7) 機器の盗難・破損・故障時は、受注者が速やかに対応し、必要に応じて代替機で対応すること。

9 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度北はりま消防本部警防部救急課と協議して定めるものとする。